

京都市教育委員会統括監察員等の設置に関する規則の一部を改正する  
規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第18号

京都市教育委員会統括監察員等の設置に関する規則の一部を改  
正する規則

京都市教育委員会統括監察員等の設置に関する規則の一部を次のよう  
に改正する。

別表監察員の項中

「  
総合教育センター  
」

を

「  
総合教育センター  
」

京都まなびの街生き方探究館

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)